

仙台市交通局バス営業所等「自動販売機設置事業者」募集要領

仙台市交通局(以下、「交通局」とする。)では、次のとおり仙台市交通局バス営業所等に自動販売機を設置する事業者を募集します。

一般競争入札により、自動販売機設置事業者(以下、「設置事業者」とする。)を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

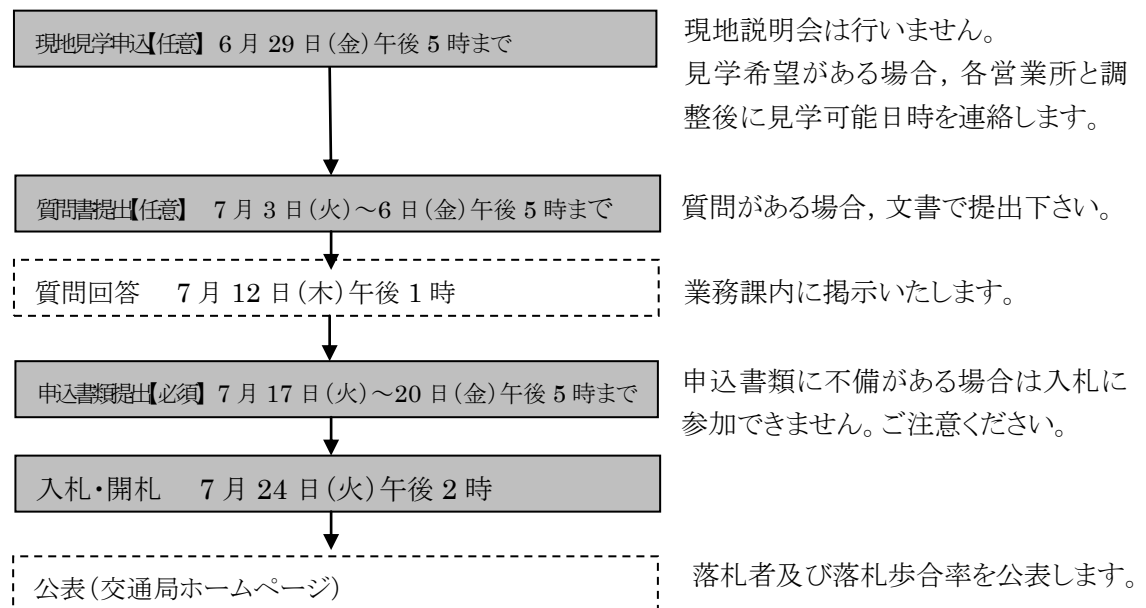
I. 募集概要

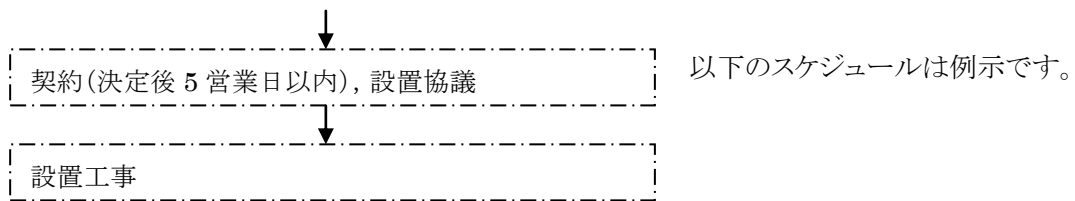
1 募集物件

場 所	仙台市交通局バス営業所等(詳細は p.9 参照)
台 数	飲料自動販売機 10 台(カップ式飲料自動販売機 2 台を含む。) タバコ自動販売機 7 台
入札件数	4 件 ※公募対象自動販売機を A~D の 4 グループに分け、グループ単位での入札となります。 ※A・B グループは、同一事業者による落札はできないこととします。詳しくは p.7(5) 落札者の決定をご覧ください。
設 備	電気コンセントあり
貸 付 料	下記の歩合率以上でご提案いただいた率による歩合制の賃料とします。 A、B グループ(缶・ペット式等飲料・各 4 台): 売上に対する歩合率 20.0%(税別)以上 C グループ (カップ式飲料 ・ 2 台): 歩合率 20.0%(税別)以上 D グループ (タバコ ・ 7 台): 歩合率 3.0%(税別)以上
電 気 料	子メーターによる実費精算制とします。
水 道 料	販売数量から算出した実費精算制とします。※カップ式飲料自動販売機(C グループ)のみ

2 スケジュール

募集から営業開始までの流れは次のとおりです。





Ⅱ. 条件

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について、3 年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を自己の責任で行う者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。なお、入札申込者及び設置事業者について、宮城県警本部へ氏名・生年月日・性別・役職名等の情報を提供し、暴力団等との関係の有無を照会する場合があります。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去 1 年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

2 契約上の条件

(1) 契約形態

この契約は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の一時貸付(賃貸借契約)とします。この契約は契約期間満了により契約が終了し、更新は行いません。

(2) 貸付期間

貸付期間は、平成 30 年 9 月 1 日から平成 33 年 8 月 31 日までとします。

貸付期間には、設置及び原状回復に要する期間を含みます。

(3) 貸付料

交通局が設定する予定歩合率(p.6 参照)以上で、提案歩合率を税込売上に乗じた額(別途消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)とします。交通局が発行する納入通知書により、四半期毎に納入していただきます。

(4) 電気料金

① 電気料金は設置事業者の負担とします。また、電気使用量を計測するための子メーターを設置事業者の負担で設置していただきます。

② 設置事業者は、設置した子メーターの電気使用量に各営業所等の電気料単価(前月支払実績)

を乗じて得た額(税込)を交通局が発行する納入通知書により納入して頂きます。

(5) 水道料金

- ① カップ式飲料自動販売機(Cグループ)における水道料金は設置事業者の負担とします。
- ② 設置事業者は、販売数量から算出した使用量に各営業所等の水道料単価(前回支払実績)を乗じて得た額(税込)を交通局が発行する納入通知書により納入して頂きます。

(6) 保証金

契約締結後、保証金として A・B グループにおいては 300,000 円(非課税)、C グループにおいては 20,000 円(非課税)、D グループにおいては 90,000 円(非課税)を、それぞれ発行する納入通知書にて指定期日までに納めていただきます。

保証金は契約終了時、原状回復を確認した後に返還します。返還に際し利子は付しません。

(7) 解約

営業開始後に解約を希望する場合は、原則として3ヶ月前までに申し出があった場合に限り認めることとします。ただし、3ヶ月前の貸付料(原則として申し入れ前月の売上額を用いて算出)を支払うことにより直ちに解約できることとします。

なお、本件契約後、設置事業者の一方的な都合により中途解約した場合、当該物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。また、本件の契約期間中、交通局が行う他の同種入札に対し、本件の解約を前提に参加することはできません。

営業開始前に設置事業者の都合で解約される場合は、保証金の3倍の額を納めていただきます。

(8) 原状回復

契約終了の際は、設置事業者の費用で自動販売機区画を原状回復していただきます(壁や床の穴等の修繕を含む)。

(9) 損害賠償及び補償

- ① 設置事業者は、使用にあたり交通局又は第三者に損害を与えたとき、すべて設置事業者の責任でその損害を賠償しなければならないこととします。
- ② 各営業所等で行う維持管理に関する工事、停電作業、改造工事及び事故により設置業者に損害が生じた場合、交通局は一切の補償をしないものとします。工事及び作業内容によっては、自動販売機を一時休業または移設していただく場合もありますが、この場合においても交通局は一切の補償をしないものとします。
- ③ 各種の許認可関係及び交通局の事情等により、自動販売機の営業が不可能となった場合であっても、交通局は一切の補償をしないものとします。

(10) その他

契約書の契約内容をすべて遵守していただきます。

3 設置及び営業上の条件

(1) 設置条件

- ① 設置する自動販売機には設置事業者の会社名または管理者名を必ず明記してください。
- ② 飲料自動販売機の機種は、省エネ法(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」)により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率の良い自動販売機としてください。
- ③ カップ式飲料の自動販売機については、タンク式の排水機能を有した機種としてください

- ④ 自販機窃盗被害発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪防止に努めて下さい。
- ⑤ 自動販売機を据付ける場合は、自動販売機据付規準により転倒防止措置を講じてください。
- ⑥ 自動販売機の寸法は、資料「自動販売機募集物件一覧(p.9 参照)」中の標準寸法以下としてください。ただし、現地のスペースに余裕がある場合は、交通局の承認を得たうえで、寸法の超過が可能な場合があります。
- ⑦ 一つの設置場所を複数の事業者が使用する場合は、事業者間で自動販売機の配置、大きさ、共用設備及び清掃に関し、調整するものとします。
- ⑧ 設置事業者が増設した設備は、原則として設置事業者の所有及び管理となります。
- ⑨ 設置工事にあたり、搬入方法及び作業時間帯について、交通局の指示に従って下さい。
- ⑩ 設置工事後も、各営業所等の維持管理作業(停電作業を行う場合があります)に協力して下さい。
- ⑪ 自動販売機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、設置事業者の負担とします。

(2) 営業条件

- ① 営業は設置事業者(落札者)が自ら行うものとし、第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ② 営業および販売に際して必要な許可申請手続きは設置事業者が行ってください。また、申請手数料等許可に関する一切の費用は設置事業者の負担とします。
- ③ A・B グループは缶・びん・ペットボトル・紙パック入りの飲料品(乳飲料を含む)を主たる商品として、C グループはカップ式飲料、D グループはタバコを商品として取り扱うものとします。ただし、A・B グループにおいては、主たる商品の補完的な位置づけとして、他の品目を取り扱うことは可能とします(例:飲料自動販売機の一部で菓子を扱う等)。この場合における補完商品は、ボタン数が全体の1/3以下、または5品目以下とします。
- ④ 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情については設置事業者の責任において対応するものとします。また、故障時等の連絡先を明記してください。
- ⑤ ア. 使用済み飲料容器の回収について、原則として、設置事業者が回収箱(プラスチック製または金属製で容量概ね70リットル以上のもの)を設置してください。
 なお、投入口付近には、一般ゴミの投入禁止とリサイクル推進を必ず表示してください。
 イ. 回収箱からの容器の回収と処理は、設置事業者の責任においてこれを行ってください。処理に当たっては、法律または条例の規定に基づき許可を得たリサイクル業者に委託するなど適切に行ってください。
 ウ. 回収頻度については回収箱から使用済み容器が溢れないよう十分配慮するとともに周辺環境の美化に努めて下さい。
- ⑥ 自動販売機の清掃、周辺美化の責任は、設置事業者が負うものとします。
- ⑦ 自動販売機の広告パネルへは販売商品の紹介のみ掲出できるものとします。
- ⑧ 電子マネー決済による販売は可とします。
- ⑨ 毎月の売上状況(売上金額、販売数量)および電気・水道使用量の根拠となる数値(子メーターのカウンター等)について翌月10日までに交通局に報告して下さい。なお、別途売上に関する詳細データの報告を求める場合があります。
- ⑩ 自動販売機等の設置にあたっては、事前に自動販売機の形状、意匠等について、本局に説明し、承諾を受けてください。

Ⅲ. 申込手続き等

(1) 現地見学【任意】

現地説明・見学会は行いません。

現地の見学を希望する場合は、本件窓口(p.8参照)まで電話、FAXまたはE-mailにより見学希望日、場所をご連絡ください。各営業所と調整後、平成30年7月3日(火)頃までに見学可能日をお知らせします。

見学希望受付期間:平成30年6月29日(金)午後5時まで

(2) 質問【任意】

本募集要領の内容について不明な点がある場合は、質問書面(様式任意)を持参、FAX または E-mail により本件窓口(p.8参照)まで送付して下さい。また、送付後は窓口開設時間内に電話により受付されたことを確認して下さい。

質問受付期間:平成30年7月3日(火)午前9時～平成30年7月6日(金)午後5時まで

質問への回答は平成30年7月12日(木)午後1時、業務課内に掲示いたします。なお、この質問回答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(3) 入札参加申込書類の提出【必須】

本募集要領及び質疑をご理解いただいたうえで、入札参加を希望する場合は、次の書類を作成し、本件窓口(p.8参照)まで直接ご提出ください。郵送等による受付は行いません。

なお、応募書類に不備がある場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

申込期間:平成30年7月17日(火)午前9時～平成30年7月20日(金)午後5時まで
(午前9時～午後5時、ただし正午～午後1時を除く)。

[申込書類]

入札1件につき各1部が必要です。複数の入札を申し込まれる場合は件数分ご提出ください。

入札毎に様式が異なりますのでご注意ください。

① 入札参加申込書(様式1-A～D)

※自動販売機設置業務実績証明書の欄には、設置事業者の実績年数について自動販売機の機器供給者(メーカー等)からの証明を受けてください。

② 誓約書(様式2-A～D)

③ 法人の商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(個人の場合は住民票の写し)

※発行後3ヶ月以内のものに限ります。

④ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務担当課において交付(1通300円の手数料が必要です。)を受けてください。

IV. 入札手続き

1 入札及び開札

(1) 入札方法

- ① 入札書(様式 3-A~D)には, 所定の欄に提案歩合率(小数点以下 1 位まで)をご記入下さい。

グループ	自動販売機の種類 および台数	貸付料予定歩合率 (入札の最低歩合率)	備考
A	飲料(缶・ペット等):4 台	20.0%(税別)	別途, 消費税及び地方消費税相当額, 電気料, 水道料(C グループのみ)及び保証金が必要となります。本要領をよくお読みのうえ, 提案歩合率を記載してください。
B	飲料(缶・ペット等):4 台	20.0%(税別)	
C	飲料(カップ式) :2 台	20.0%(税別)	
D	タバコ :7 台	3.0%(税別)	

- ② 入札書は封筒に入れて, 提出して下さい。
③ 代理人による入札の場合は, 委任状(様式 4-A~D)を提出し, 委任を受けた方の名前で入札して下さい。

(2) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡します。)
② 入札書及び封筒
③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(3) 入札及び開札の日時, 場所等

入札及び開札の日時: 平成 30 年 7 月 24 日(火) 午後 2 時

入札及び開札の場所: 仙台市交通局本庁舎 5 階入札室

入札の受付等: 入札の受付は, 入札開始時刻の 30 分前から行います。

なお, 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。
入札(開札)会場への入室は, 各参加者から 1 名とさせていただきます。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
③ 入札者の記名・押印のない入札

- ④ 歩合率その他重要事項の記載が不明確な入札(歩合率の訂正は認められません。)
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

入札及び開札は、グループ A から順番に行います。

それぞれのグループに対し、予定歩合率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の提案歩合率をもって入札した者を落札者としてします。落札となるべき同率の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

グループ A で落札した者はグループ B の入札はできません。

落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

(6) 結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び歩合率を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせるとともに、交通局ホームページにより公表します。

(7) 次点者の取扱

落札決定後、落札者の都合により辞退があった場合は、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

2 契約の締結

落札者は、交通局が指定する日までに契約書に記名・押印していただきます。期間内に契約書に記名・押印しないときは、契約を締結しないものとみなす場合があります。その場合、落札は無効となり、交通局の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

3 決定の取り消し

落札後、落札者が入札参加資格を有しないことが判明した場合や、本要領に定める条件による営業ができなくなった場合、落札者としての決定を取り消し、次点の者を繰り上げて落札者とする場合があります。

V. その他

1 その他

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 要領について疑義が生じた場合は、交通局の解釈によります。
- (3) 仙台市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の開示請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を開示する場合があります。
- (4) 申込及び契約の手続きに関する一切の費用については、申込者または契約者の負担となります。
- (5) 自動販売機の売上状況等については、次回公募を行うこととなった場合などに参考データとして公表する場合があります。
- (6) 消費税法の改正等により消費税率が改正された場合、改正後の税率を適用するものとします。

2 本件窓口及び問合せ先

〒980-0801 仙台市青葉区木町通一丁目4番 15 号

仙台市交通局自動車部業務課庶務係(仙台市交通局本庁舎 2 階)

TEL:022-712-8317 FAX: 022-224-5510 E-mail:kot050310@city.sendai.jp

※窓口開設時間は平日午前 9 時～午後 5 時(ただし、正午から午後 1 時を除く)。

※手続きに関する問い合わせは随時受け付けます。本要領の内容に関する質問はⅢ. (2)参照。

関係資料

自動販売機募集物件一覧

Aグループ（缶・ペット等飲料）

	設置場所	設置場所詳細	標準寸法 (幅×奥行, 単位:ミリ)	備考
①	白沢出張所	応接室前	1030×650	
②	七北田出張所	2階食事室	900×650	
③	東仙台営業所	2階食堂フロア(入口側右)	1160×900	
④	霞の目営業所	1階玄関ホール(3台中右)	1000×625	

Bグループ（缶・ペット等飲料）

	設置場所	設置場所詳細	標準寸法 (幅×奥行, 単位:ミリ)	備考
⑤	白沢出張所	自転車置場前	1000×800	
⑥	東仙台営業所	2階食堂フロア(奥)	1000×800	
⑦	霞の目営業所	1階玄関ホール(3台中中央)	1000×625	
⑧	霞の目営業所	バス停待合室	1160×800	

Cグループ（カップ式飲料）

	設置場所	設置場所詳細	標準寸法 (幅×奥行, 単位:ミリ)	備考
⑨	東仙台営業所	2階食堂フロア(入口側左)	1100×900	
⑩	霞の目営業所	1階食事室	1000×800	

Dグループ（タバコ）

	設置場所	設置場所詳細	標準寸法 (幅×奥行, 単位:ミリ)	備考
⑪	七北田出張所	1階玄関ホール	600×500	
⑫	東仙台営業所	1階ホール	800×500	
⑬	霞の目営業所	1階玄関ホール(3台中左)	800×500	
⑭	川内営業所	玄関	800×500	
⑮	長町営業所	1階食堂	800×500	
⑯	実沢営業所	1階ホール	800×500	
⑰	木町通駐車場	2階休憩室	800×500	

設置場所詳細図

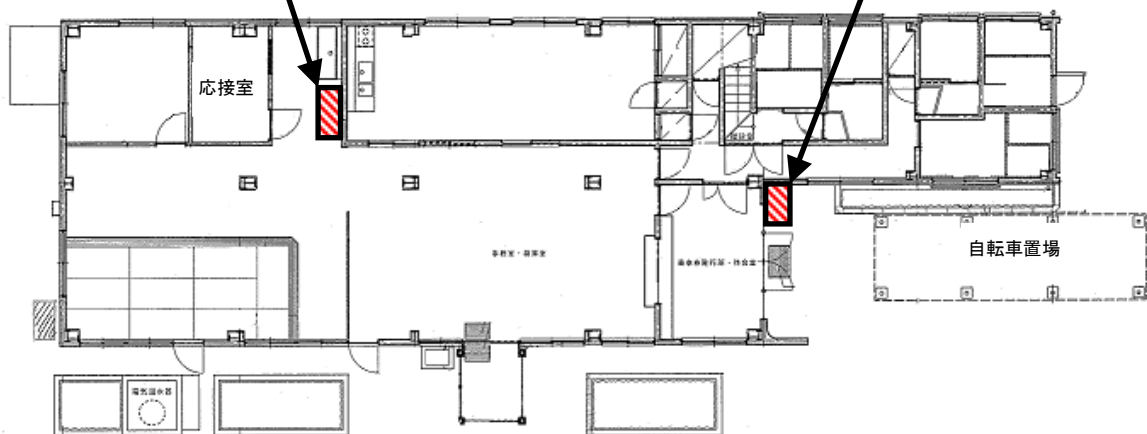
白沢出張所

(所在: 仙台市青葉区愛子字下十三枚田 30 番 1 号)

A①



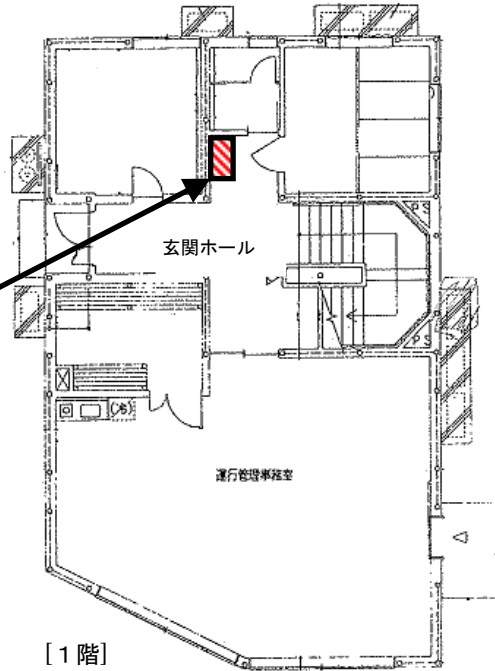
B⑤



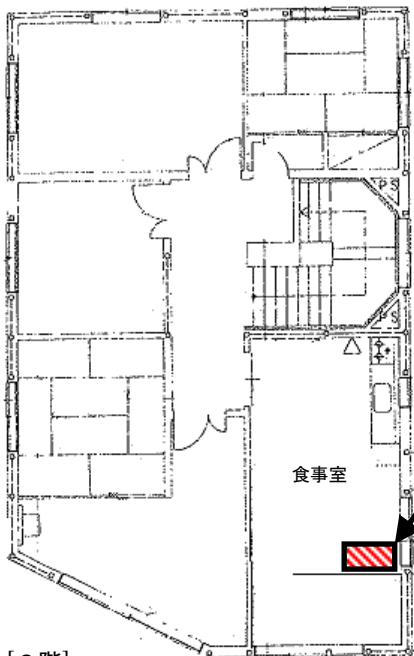
七北田出張所

(所在: 仙台市泉区八乙女中央三丁目 7 番 55 号)

D①



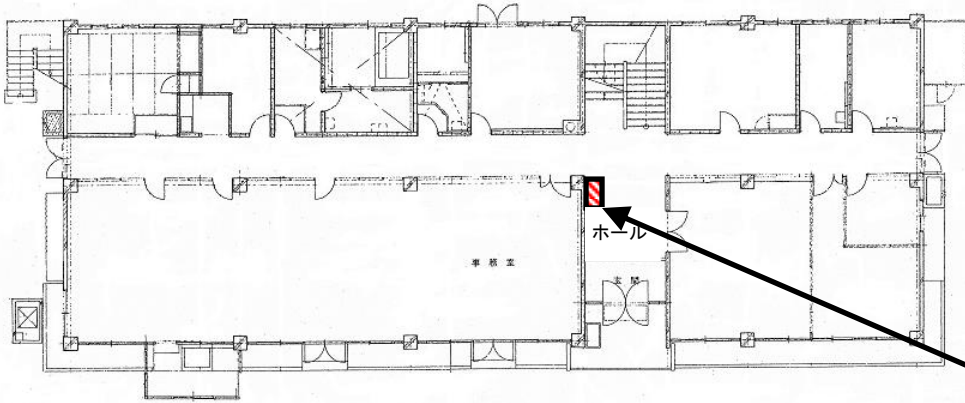
A②



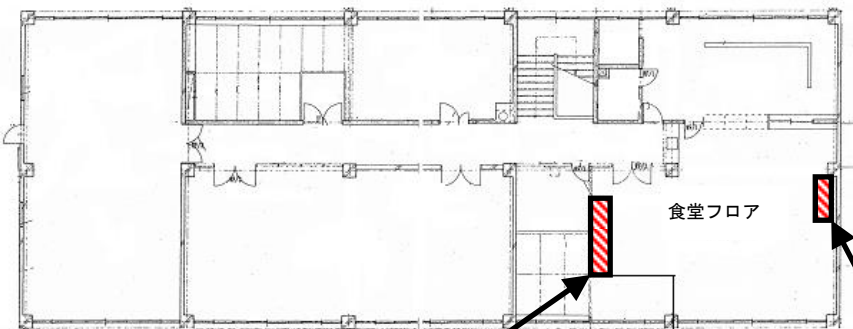
東仙台営業所

(所在: 仙台市宮城野区燕沢一丁目 27 番 10 号)

[1階]



[2階]



D12



C9

A3

(撤去予定)



B6

霞の目営業所

(所在: 仙台市若林区かすみ町9番1号)

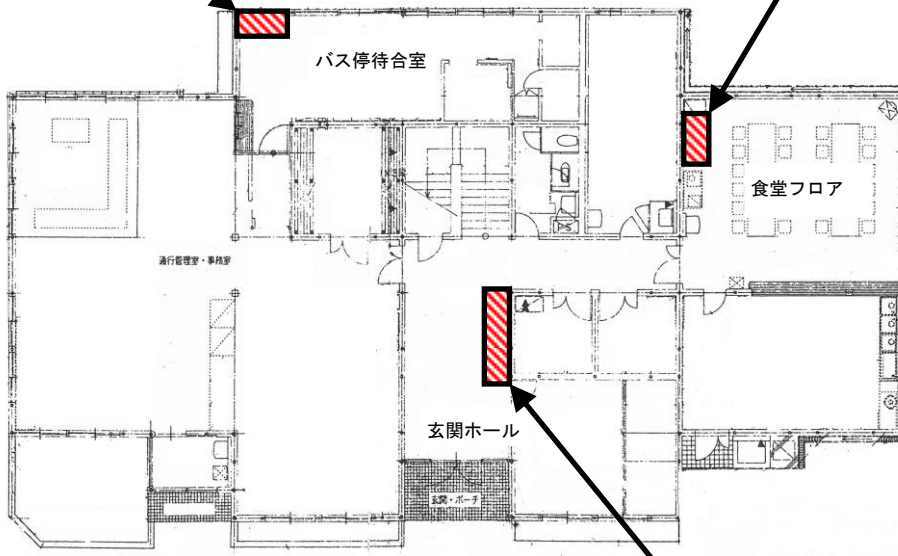


A⑧



C⑩

[1階]



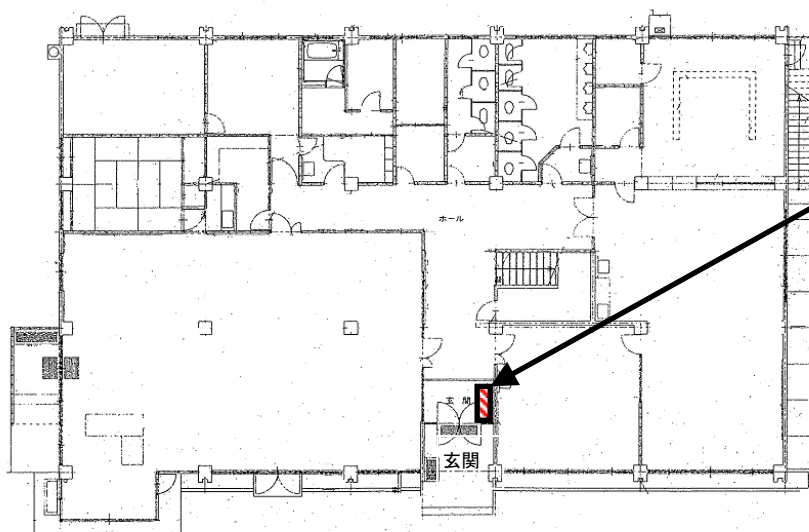
D⑬

B⑦

A④

川内営業所

(所在:仙台市荒巻字三居沢1番地)



(公募対象外)

D14

長町営業所

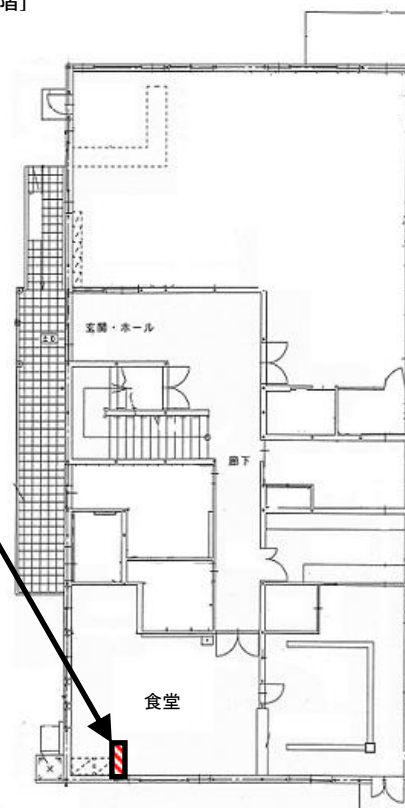
(所在:仙台市太白区長町五丁目8番18号)

[1階]



D15

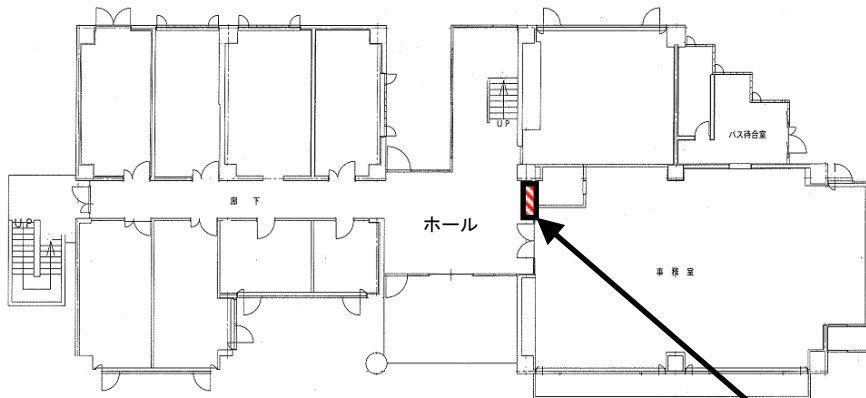
(公募対象外)



実沢営業所

(所在: 仙台市泉区実沢字宮西 8 番地)

[1階]



D16

(公募対象外)

木町通駐車場

(所在: 仙台市青葉区支倉町 3 番 45 号)

[2階]



D17



参 考

○設置自動販売機月間売上実績 (売上報告書平成30年4月分より)

設置場所	種別	数量	売上金額 (単位:円)	備考
七北田出張所・食事室	缶ペット等飲料	639	76,650	
白沢出張所・応接室前	缶ペット等飲料	798	91,940	
白沢出張所・自転車置場前	缶ペット等飲料	458	46,610	
東仙台営業所・食堂フロア	缶ペット等飲料	608	60,650	
東仙台営業所・食堂フロア	缶ペット等飲料	509	56,520	
東仙台営業所・食堂フロア	缶ペット等飲料	173	20,340	撤去予定
東仙台営業所・待合所	缶ペット等飲料	282	36,200	撤去予定
霞の目営業所・玄関ホール	缶ペット等飲料	1,175	123,530	
霞の目営業所・玄関ホール	缶ペット等飲料	1,326	146,650	
霞の目営業所・バス停待合室	缶ペット等飲料	244	31,530	
東仙台営業所・食堂フロア	カップ式飲料	264	19,900	
霞の目営業所・食事室	カップ式飲料	232	17,340	
七北田出張所	タバコ	-	52,090	
東仙台営業所	タバコ	-	132,360	
霞の目営業所	タバコ	-	150,780	
川内営業所	タバコ	-	60,010	
長町営業所	タバコ	-	95,680	
実沢営業所	タバコ	-	109,960	
木町通駐車場	タバコ	-	31,840	

○各営業所等在籍人数 (H30.4.1現在)

営業所等名称	在籍人数 (単位:人)
七北田出張所	67
白沢出張所	86
東仙台営業所	122
霞の目営業所	125
川内営業所	164
長町営業所	156
実沢営業所	172